

登録販売者 登録証の再交付申請をする方へ

埼玉県知事登録証をお持ちで、埼玉県内に勤務地または住所地(住民票による)がある方は、越谷市保健所で申請ができます。

○申請の流れ

<ステップ1>必要書類の準備・・・チェックリストを使い、必要な書類を揃えてください。

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	1 再交付申請書 ※黒のボールペンで記入してください(消せるペンは不可) 保健所の窓口で配布しているほか、埼玉県ホームページからダウンロードすることもできます。
<input type="checkbox"/>	2 登録証(※き損している場合のみ) 現在所持している登録証
<input type="checkbox"/>	3 再交付手数料 3,700 円(現金)
<input type="checkbox"/>	4 登録証受取時の郵便切手 希望する受け取り方法により、次の①②のいずれかを選び、切手を用意してください。 (※切手は必ず事前に郵便局等で購入してください。) ① 郵送 を希望する場合 (※登録証郵送用封筒貼付用) ⇒ 640円分の切手 (準備が整い次第、郵送します) ⇒ 登録証等が2枚の場合は740円分の切手 ② 保健所での受取り を希望する場合(※お知らせはがき貼付用) ⇒ 85円分の切手 (お渡しの準備が整い次第、このはがきでお知らせします)
<input type="checkbox"/>	5 本人確認書類 運転免許証、パスポート、健康保険証等

※必ず本人が来所により申請してください。(代理人による申請はできません。)

<ステップ2> 保健所窓口での書類の提出

裏面チェックリストに基づき用意した書類一式を保健所窓口へ提出してください。

<ステップ3> 登録証の受取

申請内容に不備がなければ、登録証は1か月ほどで出来上がります。

申請時の選択に従い、次のとおり登録証をお受け取りください。

1 **郵送を希望**した場合

保健所から簡易書留で登録証を郵送します。

配達時に留守だった場合、郵便局の配達員は郵便受けに不在票を入れ、配達物を持ち帰りますので、留守にされた場合は不在票がないかご確認ください。

2 **保健所での受取り**を希望した場合

登録証が準備できましたら、保健所から「お知らせ」はがきを郵送し、お知らせします。

はがきに書かれた内容に従い、登録証を保健所でお受け取りください。

【問合せ先】越谷市保健所 保健総務課

〒343-0023 越谷市東越谷 10-31

電話:048-973-7530

(※音声ガイダンスで「4」を入力)